

窒素酸化物低減装置を備えるディーゼル機関への NO_x テクニカルコードの適用に関する事項

改正規則等

海洋汚染防止のための構造及び設備規則
海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領

改正事項

窒素酸化物低減装置を備えるディーゼル機関への NO_x テクニカルコードの適用に関する事項

改正理由

NO_x テクニカルコードには、ディーゼル機関からの窒素酸化物放出量（以下、「放出量」という。）が MARPOL 条約附属書 VI 第 13 規則に規定される許容値以下であることを確認するため、ディーゼル機関を試験台に置いて放出量を確認した後に、船上において、最終的な確認を行う旨規定されている。

窒素酸化物低減装置を使用するディーゼル機関にあつては、原則、当該装置を取り付けた状態で試験台に置いて放出量を確認することとされているが、IMO は、この確認の際に当該装置を取り付けた状態とすることが実行可能でない場合を想定したガイドラインを決議 MEPC.198(62)として採択している。

このため、決議 MEPC.198(62)に基づき、関連規定を改めた。併せて、当該決議に関連する最新の NO_x テクニカルコードとの整合を図るとともに、用語の定義等の表現を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 窒素酸化物低減装置を使用するディーゼル機関について、放出量の確認方法を規定した。
- (2) 最新の NO_x テクニカルコードに基づき、用語の定義等を改めた。

改正条項

海洋汚染防止のための構造及び設備規則 2 編 1.3.2, 2.1.3, 3.1.2, 8 編 1.1.2, 2.1.1, 2.1.2, 2.1.3

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領 2 編 2.1.3, 3.1.2, 4.1.2, 8 編 1.1.2, 2.1.1, 2.1.2, 2.1.3